

三条市教育委員会交際費の支出基準

趣 旨

教育委員会交際費は、教育委員会を代表して外部と公に交際をする際に必要と認められるものに対し、必要最小限の範囲において、この基準に従って支出するものとする。

支出基準

教育委員会交際費は、原則次の表に従って支出するものとする。ただし、表に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

支出項目区分	主な支出内容	基準額
会費関係	各種団体等の総会、懇親会、式典、大会等、教育長及び教育委員宛の案内を受けた行事の出席に伴う会費等	会費等金額が明示されている場合はその額。明示のない場合は原則として1万円以内とする。
慶弔関係	教育委員会として社会通念上の範囲で支出する香典、献花、献灯、見舞金、弔電代等	弔慰金基準については、別表「弔慰金等支出基準」による。
その他	贈答用品等	社会通念上の範囲内で、実費とする。

別表「弔慰金等支出基準」

(単位:円)

項 目			香典	花輪・献花	弔電	献灯	見舞
教育長	現職	本人	30,000	15,000相当	○	3,000相当	10,000
		配偶者	10,000		○		
	元職	本人	10,000		○	3,000相当	
		配偶者			○		
教育委員	委員長	元職 本人	5,000		○		
	委員	現職 本人	10,000		○	3,000相当	5,000
		配偶者	5,000		○		
	元職 本人			○			
附属機関委員		現職 本人	*		○		
上記以外の非常勤特別職		現職 本人	*		○		
三条市立学校に在学中の児童生徒		本人	5,000				
三条市内の教育及び保育等を行う施設を利用する乳幼児(認可施設のみ)		本人	5,000				
その他教育委員会が必要と認めるもの			*	*	*	*	*

・「見舞」及び「*」はその都度協議する。

・「献灯」は、三条市教育委員会の名入りとする。また、会場の都合により、相当額を「御明料」として支出する場合がある。

・現職の教職員及び市職員(再任用職員及び一般任用職員を含み、週37時間30分未満勤務のパートタイム職員は除く。)が死亡した場合は、市長における弔慰金支出基準に則し弔慰金等を支出する。

平成20年 1月1日 制定
平成24年12月1日 一部改正
平成30年 4月1日 一部改正
令和 2年 4月1日 一部改正